

職員の懲戒処分について

今般、当院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分を行いました。

このたびは、職員による不祥事により皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止策を講じて、これを徹底し、信頼回復に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

1 事案の概要

当院の看護師が、令和6年2月21日（水）に自家用車で外出した先の駐車場で飲酒し、その後10分ほど車内で休憩し、自家用車を運転した。

自家用車で外出先から帰宅中、午後2時半頃、片側一車線の道路の緩やかな右カーブに差し掛かったところで道路を左側にはみ出し、左側のガードレールに正面から激突する事故を起こしました。

その後、警察による呼気検査の結果、当該看護師の呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）違反の疑いで検挙された。

また、当該看護師に事実確認を実施していた結果、日頃から自家用車で外出した先の中で飲酒し、その後10分ほど休憩した後に自家用車を運転し、自宅に戻るなどの行為を繰り返していたことも判明しました。

なお、当該看護師は、2年以上にわたり、上記の検挙された事実について、当院への報告を怠っていました。

2 処分年月日

令和8年10月2日（金）

3 処分内容

解雇

4 再発防止策

従来からコンプライアンス研修等を通じて職員による飲酒運転の防止等に努めてきたところであるが、今後、同種行為が行われることのないよう、各種会議やコンプライアンス研修等による注意喚起や、コンプライアンスに違反する事案が発生した場合の当院への報告を徹底することなどにより、コンプライアンスの強化に努めます。